

# 業務継続計画 (BCP)

## 自然災害編

(児童発達支援 放課後等デイサービス：共通)

法人名 : 株式会社Kou & N

施設・事業所名 : 重症心身障がい児放課後等デイサービス様

代表者名 : 貞岡孝一

管理者名 : 唐津土井 和代

所在地 : 大阪市阿倍野区阪南町1-12-3新宿津石ビル1F  
電話番号 : 06-6690-7015

作成日 : 2023年9月6日  
改訂日 :

### BCP作成にあたっての注意事項

※本ひな形における各項目は、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」の構成に対応しています。

※本ひな形は各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜改変して活用いただくことを想定しています。文字の色の意味は、下記のとおりです。

黒字の部分は、BCPの内容を確認し、必要に応じて修正・追加・削除してください。

青字の部分は、BCP作成の手順です。手順に従い補足・様式資料を作成してください。

赤字の部分は、施設名等の固有のもので、修正してください。

※本ひな形のExcelのシートの意味は、下記のとおりです。

シートが赤は、サンプルが記入済みですので、見直し修正してください。

シートが緑は、記録の様式ですので印刷して活用してください。

# 目次

1.	総論	1
1.1	基本方針 1 全体像	1
1.2	推進体制	1
1.3	リスクの把握	1
1.4	優先業務の選定	2
1.5	研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	3
2.	平常時の対応	4
2.1	建物・設備の安全対策	4
2.2	電気が止まった場合の対策	5
2.3	ガスが止まった場合の対策	5
2.4	水道が止まった場合の対策	6
2.5	通信が麻痺した場合の対策	7
2.6	情報システムが停止した場合の対策	7
2.7	衛生面(トイレ等)の対策	7
2.8	必要品の備蓄	8
2.9	資金手当て	8
3.	緊急時の対応	9
3.1	BCPの発動基準	9
3.2	行動基準	9
3.3	対応体制	9
3.4	対応拠点	9
3.5	安否確認	10
3.6	職員の参集基準	10
3.7	施設内外での避難場所・避難方法	11
3.8	重要業務の継続	12
3.9	職員の管理	12
3.10	復旧対応	12
4.	他施設との連携	13
4.1	連携体制の構築	13
4.2	連携対応	13
5.	地域との連携	14
5.1	被災時の職員の派遣	14
5.2	福祉避難所の運営	14
	補足5 対応フローチャート	
	補足6 ハザードマップ	
	補足7 自施設で想定される影響	
	補足8 優先業務の検討	
	補足9 建物・設備の安全対策(地震・水害)	
	補足10 電気、ガス、生活用水が止まった場合の対策	
	補足11 利用者の安否確認シート	
	補足12 職員の安否確認シート	
	補足13 重要業務の継続	
	補足14 連携体制の構築	
	様式1 推進体制の構成メンバー	
	様式2 施設外・事業所外連絡リスト	
	様式5 (部署ごと)職員緊急連絡網	
	様式6 備蓄品リスト	
	様式6-災害 備蓄品リスト(災害用)	
	様式7-災害 業務分類(優先業務の選定)(災害用)	
	様式9 災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)	

## 1. 総論

### 1.1 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

- ①**通所・利用児**の安全確保：  
利用児は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。
- ②サービスの継続：  
**通所・利用児**の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。
- ③職員の安全確保：  
職員の生命を守り、生活の維持に努める。

#### 全体像

ガイドライン8ページの「自然災害(地震・水害等)BCPのフローチャート」に沿って自然災害のBCPを作成する。  
【補足5】対応フローチャートを参照する。

【補足5】

### 1.2 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

- 継続的かつ効果的に取組みを進めるために推進体制を構築する。  
災害対策は一過性のものでなく、継続して取り組む必要がある。また災害対策の推進には、総務部などの一部門で進めるのではなく、多くの部門が関与することが効果的である。  
【様式1】推進体制の構成メンバーに体制を記入する。
- 施設**の実情に即して、既存の検討組織を有効活用する。

【様式1】

### 1.3 リスクの把握

#### (1)ハザードマップなどの確認

- 施設・事業所**が所在地のハザードマップ(地震、津波、風水害)等を【補足6】に貼り付ける。  
【補足6】ハザードマップを完成させる。震度や浸水深さ等を記入する。
- ハザードマップ類は見直しが行われることがあるので、定期的に確認し変更されていれば差し替えることも必要である。

【補足6】

## (2)被害想定

### 【自治体公表の被災想定】

●自治体から公表されているインフラ等の被災想定を確認する。  
被災想定から自施設・事業所の設備等を勘案して時系列で影響を想定することも有用である。  
これにより被災時における自施設・事業所の状況が見える化でき、各種対策を検討していく上での土台となる。

#### <交通被害>

道路: 3~7日で仮復旧(迂回路が利用できる想定)。1~2日で仮復旧(迂回路が利用できる想定) 橋梁: 迂回路を含め、3~7日で仮復旧。迂回路を含め、1~3日で仮復旧。  
鉄道: 1か月。2週間

<ライフライン>先の「(1)ハザードマップなどの確認」で調べた震度に基づいて、震度7または震度6のどちらかを選択し、不要な方を削除する。

上水: 3週間(震度7) 7日(震度6程度)

下水: 3週間(震度7) 7日(震度6程度)

電気: 1週間(震度7) 3日(震度6程度)

ガス: 5週間(都市ガス)(震度7) 3週間(震度6程度)

通信: 1週間(津波の被害がない想定)(震度7) 3日(震度6程度)

### 【自施設・事業所で想定される影響】

●自治体発表の被災想定から自施設・事業所の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理する。

【補足7】ライフラインのストップ 医療行為に影響を及ぼす電気 水の確保(90リットル) 温水のガス 冬を想定して毛布20枚 携帯電話のバッテリー等2台6回充電可 発電機、無しや乾電池36本 準備済み カセットガストーブ準備 カセットガス24本準備 約30時間持続可能 やかん、鍋をのせてお湯を沸かせる

【補足7】

## 1. 4 優先業務の選定

### (1)優先する事業

●単一事業のみを運営している場合は、本項目は割愛する。

単一事業です。

### (2)優先する業務

●上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

●感染症BCPで策定した業務分担を活用し、出勤率に応じた優先業務を検討する。

【様式7】-災害 業務分担(優先業務の選定)に記入する。

【補足8】優先業務を検討し、記入する。

●通所・訪問系では、優先的にサービスを提供すべき利用者をリストアップしておく。

【様式9】災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。

【様式7】  
-災害

【補足8】

【様式9】

## 1. 5 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

### (5-1) 研修・訓練の実施

- 以下の教育を実施する。
  - (1)入職時研修
    - ・時期:入職時
    - ・担当:管理者
    - ・方法:BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を説明する。
  - (2)BCP研修(全員を対象)
    - ・時期:毎年4月
    - ・担当:貞岡 管理者
    - ・方法:BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を共有する。
  - (3)外部BCP研修(全員を対象)
    - ・時期:毎年6月
    - ・担当:外部講師
    - ・方法:外部のeラーニングを受講する。
- 以下の訓練(シミュレーション)を実施する。
  - ・時期:毎年4月、10月
  - ・担当:唐津土井先生
  - ・方法:感染者の発生を想定し、BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達方法の確認などを机上訓練で確認する。

### (5-2)BCPの検証・見直し

- 以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。
  - 毎年4月、10月に管理者が役員に報告する。
  - ・BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。
  - ・教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。
  - ・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

※継続してPDCA(Plan-Do-Check-Actの改善)サイクルが機能するように記載する。

## 2. 平常時の対応

支援サービスを中断させないためには、支援サービスを提供するにあたり必要な要素(建物・設備、ライフライン)を守ることが重要。

平常時の対応では、以下のステップで検討する。

- |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| <STEP1> 自施設・事業所の安全対策    | 2.1 建物・設備の安全対策          |
| <STEP2> ライフラインの事前対策     | 2.2～2.7 電気、ガス、水道、通信等の対応 |
| <STEP3> 災害時に必要となる備蓄品の確保 | 2.8～2.9 備蓄品、資金の対応       |

## 2. 1 建物・設備の安全対策

## (1)人が常駐する場所の耐震措置

- 建築年を確認し、新耐震基準が制定された1981(昭和56)年以前の建物は耐震補強を検討する。
- 1981年以降でも、建築から相当な年数が経っている建物や木造の建物は、専門家の耐震診断を依頼する等を検討する。

【補足9】建物・設備の安全対策に記入する。

【補足9】

## ● 耐震補強策

平成3年1月に新築した 鉄構造

## (2)設備の耐震措置

- 利用児・職員が利用するスペースでは、設備・什器類に転倒・転落防止の必要性を確認する。転倒・転落防止が必要な場合は、対策を検討する。

【補足9】建物・設備の安全対策に記入する。

【補足9】

## ● 安全対策

破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所(ガラス天井など)や避難経路には飛散防止フィルムなどの措置を講じる。 棚や積み下ろしの物が落ちてこないか確認する 唐津土井先生 10月16日フィルム 作業中 未達 10月中にお願いいたします。

- 不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

## (3)水害対策

- ガイドライン12ページの水害対策例を参考に対応策を検討する。

【補足9】建物・設備の安全対策に記入する。 水害のハザードマップと水害の防災訓練を行い記録を残す 藪田先生 水害研修に水害マップを貼付済み 10月27日

【補足9】

## 2. 2 電気が止まった場合の対策

2. 2～2. 7で必要となる備品は、様式6備蓄品リストに記入する。

●電気が止まった時に稼働させる設備と対応策を検討する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

### ①自家発電機が設置されていない場合

・医療的配慮が必要な入所者・利用者(人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等)の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討する。

・医療的配慮が必要な通所・利用児がいるので、非常用自家発電機の導入を検討する(難しければ、レンタル等の代替措置)。

・自動車のバッテリー、電気自動車を非常用の電源として活用する。電池やバッテリー機器の探索  
足踏み吸引機 10月中に届きます。貞岡

【補足10】

【様式6】  
-災害

## 2. 3 ガスが止まった場合の対策

●都市ガスか、LPガスかを確認する。ガスが止まった時に稼働させる設備と対応策を検討する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

### ●対応策

暖房としてストーブと灯油を備蓄する。P

ガスのボンベとコンロを備蓄する。

調理が不要な食料(ゼリータイプの高カロリー食等)を備蓄する。

カセットガストーブ準備 カセットガス24本準備 約30時間持続可能 やかんをのせてお湯を沸かせる。備蓄用食料も検討する

【補足10】

【様式6】  
-災害

## 2. 4 水道が止まった場合の対策

### (1) 飲料水

●必要な飲料水の備蓄量を計算し、備蓄する。不足に備え、確保策、削減策を検討する。

●飲料水を以下の計算式に従い用意する。  
調理に水が必要、近隣避難者の受入れ等を考慮し多めの備えが必要

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

3リットル/人/日 × 10人分(職員を含める) × (最低3日) = 90リットル 貞岡 達成

●対応策(確保策)

近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器を準備し、水を取りに行く。ろ過式の浄水器を備蓄する。阿倍野区役所に近隣の給水場を確認する 唐津土井先生

●飲料水は、定期的に使用し、新しいものと入れ替える。

【補足10】

【様式6】  
-災害

### (2) 生活用水

●生活用水の備蓄量を確認する。不足に備え、確保策、削減策を検討する。

●貯水槽を活用する場合は、容量を記載する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

【補足10】

【様式6】  
-災害



## 2. 5 通信が麻痺した場合の対策

●被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備する。

●通信機器、通信機器のバッテリー(携帯電話充電器、乾電池等)を確保する。  
【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。  
【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

### ●対応策(代替え通信手段)

携帯電話メール バッテリーの確保(電気がとまるので) 唐津土井先生 達成

### ●通信手段を決め、「携帯カード」に盛り込む。

遠隔経由ならつながる可能性がある 例えば災害に関係ない地域を経由させる等  
するとつながることがあるので3角経由の連絡をとる

携帯カードに必要な連絡先 親御さんの連絡先 主治医の連絡先 職員の連絡先を記載し  
全体で共有する 唐津土井先生 お子さんの一覧表は作成済み 個人情報が多々あるので管理を  
厳重にする

さ

## 2. 6 情報システムが停止した場合の対策

●BCP等の災害対策の文書類はデータでの保存だけでなく、すぐに使えるよう印刷してファイル等に綴じて保管しておく。手書きによる事務処理方法なども検討する。

パソコン、プリンター等の稼働が必要な機器の対応策を検討する。  
【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。  
【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

### ●対応策

PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管しておく。

PC、サーバのデータは、定期的にバックアップをとっておく。

いざという時に持ちだす重要書類をあらかじめ決めておく。特に必要無し

【補足10】

【様式6】  
-災害

## 2. 7 衛生面(トイレ等)の対策

●被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性がある。

●トイレ対策としては、簡易トイレ、仮設トイレなどを検討する。  
【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。  
【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

### 【利用児】

●おむつを使用する 備蓄の数の確認 次ページ記載

### 【職員】

●女性職員のために、生理用品などを備蓄しておく。

簡易トイレを用意 大人用 次ページ記載

### 【汚物対策】

●排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。

保管場所:ベランダの端

【補足10】

【様式6】  
-災害

## 2.8 必要品の備蓄

●被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

●備蓄品によっては、賞味期限や使用期限があるため、担当者を決めて、定期的にメンテナンスを行い、リストを見直す。確認必要

【様式6】  
-災害

備品	個数	購入年月日	使用期限
ブランケット	10	2023 10月 10日	
アルミシート	10	2023 10月 10日	
簡易トイレ	10	2023 10月 10日	
レインボンチョ(大人)	7	2023 10月 10日	
レインボンチョ(子供)	7	2023 10月 10日	
エチケット袋	5	2023 10月 10日	
熱さまシート(16枚入り)	2	2023 10月 10日	2025年10月
熱さまシート(14枚入り)	1	2023 10月 10日	2025年10月
簡易充電器	2	2023 10月 10日	
滅菌ガーゼ(8枚入り)	1	2023 10月 10日	2023 12月
単三(8本入り)	4	2023 10月 10日	2032年6月7月10月
オムツM(5枚入り)	2	2023 10月 10日	
オムツL(4枚入り)	1	2023 10月 10日	
オムツビッグ(3枚入り)	1	2023 10月 10日	
水2L	2	2023 10月 10日	2024 9月 15日 2025 3月
ウォータータンク	1	2023 10月 10日	2023 10月 10日 2031 2月
生理用品	28	2023 10月 10日	
スプーン	12	2023 10月 10日	
ストロー	120	2023 10月 10日	
コップ	7	2023 10月 10日	
ポリ袋(sサイズ)	150	2023 10月 10日	
非常食 離乳食	2	2023 10月 10日	2024 7月 2024 8月
ジュレ	6	2023 10月 10日	2024 4月×2 5月 6月 8月×2
精製水	1	2023 10月 10日	2027 6月
軍手 ロープ	1	2023 10月 10日	
災害ライト	1	2023 10月 10日	

カセットガス	24	2023 10 月 25 日	2030 年 10 月
カセットガスストーブ	1	2023 10 月 25 日	
足踏み吸引器	1	2023 10 月 25 日	

## 2.9 資金手当て

- 万が一の場合に備えて、手元資金(現金)を準備しておく。  
3万円保管 唐津土井先生
- 平時から現在加入の保険でカバーされる範囲や補償内容等を確認しておく。  
自施設・事業所が加入している火災保険は、水害が補償が付いている。

### 3. 緊急時の対応

職員が不足し、ライフラインが停止することを踏まえ、重要業務を如何に優先して取り組むかがポイント。

緊急時の対応では、以下のステップで検討する。

- <STEP1> 初動対応の事前準備 3.1～3.4
- <STEP2> 人命安全確保対応の徹底 3.5、3.7
- <STEP3> 重要業務の継続 3.6、3.8、3.9
- <STEP4> 復旧対応 3.10

#### 3. 1 BCP発動基準

- リスク把握で洗い出したリスクに対し、発動基準を決める

<地震>

本書に定める緊急時体制は、**大阪市周辺**において、**震度5強以上**の地震が発生したとき。

<水害> 避難する時間も考慮して考える。

- ・施設所在地の都道府県で大型台風や各種警報が発令の場合は休所する。  
開所している最中に警報が発令した場合は様子を見て順次送迎を始める

【様式1】

- 対策本部の体制(代行者を含む)を決める。

【様式1】推進体制の構成メンバーに記入する。表を作成 唐津土井先生 電話番号もお願いします。

緊急対策の構成メンバー 1 貞岡孝一 2 大濱さん 3 唐津土井管理者 4 山田児発菅 5 藪田指導員 6 看護師 綾先生 直理先生 倉田先生

#### 3. 2 行動基準

- 災害発生時の職員個人の行動基準を記載する。

- 行動基準は安否確認方法、参集基準、各種連絡先等の必要な事項を「**携帯カード**」に整理して、職員に携帯させるよう運営する。

携帯カード  
(様式なし)

#### 3. 3 対応体制

- 対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

【様式1】推進体制の構成メンバーに記入する。

連絡係 避難指示 訓練に準じた考え

【様式1】

- 復旧後に活動を振り返るために活動記録をとることも重要であり、役割に入れることを推奨する。

#### 3. 4 対応拠点

- 緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する(安全かつ機能性の高い場所に設置する)。施設の構造と災害によって、対策本部の設置場所を検討する。

地震: (1)1階 水害: (1)2階に一時避難

### 3. 5 安否確認

#### (1)利用者

- 利用者の安否確認を速やかに行う。
- 速やかに安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備しておくといふ。  
【補足11】利用者安否確認シートを印刷して、配備しておく
- 各リーダーが利用者の安否確認を行い、管理者に報告する。

【補足11】

#### (2)職員

- 職員の安否確認を速やかに行う。
  - 速やかに安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備しておくといふ。  
【補足12】職員安否確認シートを印刷しておく
- <施設内>  
・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて各エリアでエリアリーダーが点呼を行い、管理者に報告する。
- <自宅等>  
・自宅等で被災した場合は、①電話、②携帯メール、③災害用伝言ダイヤルで、施設に自身の安否情報を報告する。  
・報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

【補足12】

### 3. 6 職員の参集基準

- 災害時は通信網の麻痺などにより、施設から職員への連絡が困難になるため、災害時に通勤可能か、また災害時の通勤所要時間等も考慮しつつ、職員が自動参集するよう予めルールを決め、周知する。
- 職員の連絡先を整理する際に、参集の可能性も判断しておく。  
【様式5】(部署ごと)職員緊急連絡網に記入する。
- 参集しなくてよい状況を明確に定めて記載することが望ましい。
- 「携帯カード」に参集ルールを記述する。
- 参集基準  
<初動職員>  
対象職員: 貞岡孝一、大濱宣慎、唐津土井先生 山田先生  
地震 大阪市周辺において、震度5以上の地震が発生水  
害 大雨警報(土砂災害)、洪水警戒が発表されたとき。  
台風により高潮注意報が発表されたとき。  
昼間 全員  
夜間 貞岡孝一 大濱宣慎 唐津土井先生  
<その他の職員>  
利用児のご父兄のから、求めがあった場合、その都度判断する
- 下記に該当する場合は、参集基準に該当する場合においても、原則、参集の対象外とする。
  - ・自宅が被災した場合
  - ・自身または家族が負傷し、治療等が必要な場合

【様式5】

携帯カード  
(様式なし)

### 3. 7 施設内外での避難場所・避難方法

勤務者の少ない祝祭日や夜間、あるいは荒天などを想定して検討しておくことが望ましい。

#### (1) 施設内

●被災時では順序正しく、整列して避難はできないことが想定され、やること(どこへ、どのように避難させる)、注意点(車いすの方など)を職員各自が理解した上で臨機応変に対応する。

●避難場所と避難方法

- (1) 1F事業所
- (2) 2階休憩室

#### (2) 施設外

●ハザードマップなどを確認し、津波、河川の洪水浸水想定区域および土砂災害警戒区域に立地している場合は、避難確保計画を検討する。

●避難場所と避難方法

ハザードマップの水害をみると当事所は安全な場所だと感じます。  
 ただ昨今の線状降水帯や突然の記録的な豪雨を鑑み2Fに避難、もしくはそれ以上を想定される場合は阿倍野消防所に避難する。

#### (3) その他

●水害の場合、行政などが出す避難情報を理解し、避難のタイミングを検討しておく。避難する時間も考慮して考える。

施設所在地の都道府県で大型台風の直撃が見込まれる場合。  
 警戒レベル2の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。

●2021年5月から警戒レベルの定義が見直されました。下記のホームページを参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html>

**5段階の警戒レベルと防災気象情報**

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する 気象レベル
5	<b>命の危険 直ちに安全確保!</b> すでに安全な避難ができず、命が危険な状況にある場合、施設内外安全な場所へ直向に移動する。	<b>緊急安全確保</b> (※必ず安全な場所へ避難させる)	大雨 特別警報	5相当
<b>&lt;警戒レベル4までに必ず避難!&gt;</b>				
4	<b>危険な場所から全員避難</b> ・過去の重大な災害や発生時に陥る状況、この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などこの段階で予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	<b>避難指示</b> 第4次防災体制 (県庁対策本部設置)	土砂災害 警戒情報 高潮 警報 高潮 特別 警報	4相当
3	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> ・高齢者等以外の人にも必要に応じて、危険の自覚を促す。 ・避難の準備が完了し、自主的に避難する。	<b>高齢者等避難</b> 第3次防災体制 (避難の指示が発令される場合)	大雨警報 洪水警報 大雨警報: 被害が拡大 する可能性が高い 注意報	3相当
2	<b>自らの避難行動を確認</b> ・ハザードマップ等により、自部署の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を準備できる体制) 第1次防災体制 (確認要員を配置)	大雨警報: 被害が拡大 する可能性 低い 注意報 高潮 注意報 大雨注意報 洪水注意報	2相当
1	<b>災害への心構えを高める</b>	・心構えを高める ・要員の連絡体制を確認	早期 注意情報 (警戒レベル 未満) 注意報	

※1 発令→翌日早朝、大雨警報(1)発令時に切り替える可能性が高い状態です。警戒レベル3(高潮特別警報)に相当します。  
 ※2 1階まで退避(1階、2階)が発令されるまでに避難を完了していることが前提です。1階、2階に人員が集中している状態では警戒レベル4より緊急安全確保の発令対象区域の2階に退避することが可能です。

### 3. 8 重要業務の継続

●被災時の厳しい状況でも、入所者・利用者の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならない最低限の業務を「重要業務」として継続を目指す。

●検討結果をまとめる。

【補足13】重要業務の継続に記載する。

酸素管理や吸引用のバッテリーを確保すること 看護師で連携確認

【補足13】

### 3. 9 職員の管理

#### ①休憩・宿泊場所

●災害発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、「休憩・宿泊場所」の候補場所を検討し、指定しておく。通所事業所等を休止した場合はこれらも選択肢となる。

休憩場所：1F事業所

宿泊場所：1F事業所もしくは2F

#### ②勤務シフト

●震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。

参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう、災害時の「勤務シフト」原則を検討しておく。

<勤務シフトの原則> 最低週1日は休日とする。

### 3. 10 復旧対応

#### ①破損箇所の確認

●破損箇所の確認のために、被害のあった箇所は写真を撮り、記録しておく。

修理が必要な箇所は、対策本部のホワイトボードに記載し、担当者、期限を明記する。

#### ②業者連絡先一覧の整備

●各種協力業者の連絡先を一覧化したり、非常時の連絡先を確認しておくなど、円滑に復旧作業を依頼できるよう準備しておく。

【様式2】施設外・事業所外連絡リスト

【様式2】

#### ③情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

●公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めておく。

風評被害を招く恐れもあるため、広報・情報班が、一元的に丁寧な対応や説明を行う。

## 4. 他施設との連携

### 4.1 連携体制の構築

#### ●連携体制構築の検討

- ・平常時から他施設・他法人と協力関係を築くことが大切。
- ・単に協定書を結ぶだけでなく、普段から良好な関係を作る。
- ・主な連携先と提携状況を【補足14】に記述する。

- ①近隣の法人
- ②所属している団体を通じての協力関係の整備
- ③自治体を通じて地域での協力体制を構築など

#### ●連携体制の構築・参画

- ・単独での事業継続が困難な事態を想定して施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。
- ・地域で相互支援ネットワークが構築されている場合は、それらに加入を検討する。

【補足14】

#### ●連携の推進ステップ

##### ①連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

##### ②連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

##### ③地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

### 4.2 連携対応

#### ①事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

- ・連携先と可能な範囲で相互に利用児の受入を行う。

#### ②入所児・情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用児カード」などに、あらかじめまとめておく。

- ・避難先に必ずしも担当の職員も同行して利用児の引継ぎを行えるとは限らない。
- 避難先で適切なケアを受けることができるよう利用情報を記載した「利用児カード」を作成しておくことでリスクを低減する。 作成済み

利用者  
カード  
(様式なし)

#### ③共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

- ・連携先や地域の方とともに定期的に訓練を行い、施設の実状を理解いただき、対応力を高める。 各種訓練は年間計画をたてて速やかに実行する



## 5. 地域との連携

### 5. 1 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

●地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

災害派遣福祉チーム(DWAT)への登録を検討する。

### 5. 2 福祉避難所の運営

#### ①福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

#### ②福祉避難所の指定がない場合

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

その際、想定を超える人数の要援護者や近隣住民等が、施設・事業所へ支援を求めて来る場合も想定し、対応の仕方等を事前に検討しておく。

#### ③福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

##### <主な準備事項例>

- ・受入に必要な備蓄類を洗い出し整備する。
- ・資機材についてはレンタルを活用することも検討する。
- ・支援人材確保に向けた連携や受入方針を検討する。
- ・事務手続き等について市町村の窓口を確認しておく。

(参照)福祉避難所の確保・運営ガイドライン 内閣府(防災担当)

<更新履歴> 更新時の更新内容も記入しておくこと、更新前との比較が容易になる。

日付	更新内容	承認
2023年10月27日	新規制定	(貞岡孝一)